

旧東水沢中学校体育館

利用区分		基本利用料		付加使用料		
		全面使用の場合	半面使用の場合			
貸切利用1時間までごとに						
体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに利用する場合	児童及び生徒	300円	照明設備 全面利用300円、半面利用150円を徴収する。	
			一般	600円		300円
		その他の催しに利用する場合		1,200円		600円
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに利用する場合	児童及び生徒	600円		300円
			一般	1,200円		600円
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	1,800円		900円
		営利を目的とする場合	6,000円	3,000円		
個人利用の場合(1人1回の入場につき)						
体育館		児童又は生徒	50円			
		一般	110円			

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が利用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の施設利用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。